

平成 29 年度 第 5 回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	平成 29 年 12 月 25 日（月）午後 1 時から午後 4 時まで
開催場所	市役所本庁舎 3 階 会議室 301
出席者	三浦永司会長、宮本智美副会長、小口進一委員、手塚崇子委員、石田精一郎委員、市川温子委員、金子龍治委員、徳本悟委員、中川幸子委員
欠席者	なし
事務局	市民活動支援課 豊田課長、松岡主査、新井主事
ヒアリング担当課	
	行政経営改革課 高山副主幹
	保 険 年 金 課 武藤課長、長谷川主事
	建 築 宅 地 課 戸村主査補
	教 育 総 務 課 岡本課長、中村主査補
傍聴者	なし
議 題	1. 無先抽出公募委員登録制度の概要と成果について（説明） 2. 平成 28 年度市民参加対象事業における職員ヒアリングの実施
資 料	【資料 1】 議題 1. 無作為抽出公募委員候補者登録制度の概要と成果について 【資料 2】 議題 2. 平成 28 年度市民参加実施事業における職員ヒアリングの実施 【資料 3－1・2・3・4・5】 職員ヒアリング対象事業に対する質問事項（とりまとめ） （1. 白井市公共施設等総合管理計画策定事業、2. 白井市行政経営指針策定事業、3. 第 1 期データヘルス計画策定事業、4. 白井市耐震改修促進計画策定事業、5. 白井市教育大綱策定事業）

（会議趣旨）

- 事務局より平成 28 年度から試行実施している「無作為抽出における公募委員候補者登録制度」の概要と成果について説明を行った。
- 職員ヒアリングのうち残りの 5 事業について事前に通知した質疑内容に対する回答とその他の質疑応答を行った。
- 日程調整の結果、第 7 回会議は 3 月 6 日（火曜日）午後 1 時開催となった。

（会議内容）

1. 開会
2. 会長あいさつ

- 今年最後の会議となっておりまして、新年以降は 1 月 25 日に会議を行った後、2 月に調整して仕上げとなっていきますので引き続き皆様のご審議をお願いします。

3. 議題

議題1 無作為抽出公募委員候補者登録制度の概要と成果について

事務局より平成28年度から試行実施している「無作為抽出公募委員候補者登録制度」の概要と成果について説明を行った。

- 市政の課題解決や状況改善のためのプロセスの中に市民の経験や知見などを活かしながら市の施策に反映していくことが必要である。そのため、審議会の公募市民を市民参加の重要な部分として位置づけしている。
- しかし、市民公募の現状と課題として、参加する市民が固定化されていたり、働き盛り世代や女性の参加が少ないといった課題が出ている。そういった状況を改善するため、市では平成28年度より無作為抽出公募委員候補者登録制度を試行実施した。
- 同制度は平成25年の答申で導入を検討するべきとの提言から創設されたもので、市民参加推進会議とも深くかかわりのあるものである。
- 公募委員候補者は現在2,000人中93名の方が登録しており、内訳は男性36名、女性57名と女性の割合が高く、また年齢層では50歳代、40歳代など現役世代の方が多く名簿登録者となった。
- 候補者の委嘱実績は15審議会で19名の方が委員となり、この市民参加推進会議でも2名の方が委嘱されている。無作為抽出を導入した結果、60歳代が中心となっていた公募が50歳代未満の幅広い年代層に広がった。
- 今後は平成30年度以降から同制度の活用実績を庁内で検証し、効果が検証された場合には改めて登録名簿を作成し、新たに施行する予定である。
- また、庁内での市民参加に関する理解を深めるため、千葉大学大学院の関谷教授を招聘し、課長・係長級職員を対象に職員研修を実施し59名が参加した。今後も市民参加について周知啓発を進めていきたい。

委員からの質疑

- [F委員]一人の方が重複して審議会の委員になることは排除されているのか
⇒ [事務局]多くの方に委嘱いただくため基本的に重ならないように依頼している。
- [会長]職員研修はいつから続けているのか
⇒ [事務局]だいぶ前から実施はしている。去年・一昨年は比較的若い職員を対象に実施したため、今年度は受講者層を変えて実施した。
- [D委員]登録者数が40代、50代が多くなっているのが驚いている。そこが多いのが白井の特色なのだろうか。
⇒ [事務局]平日だけでなく土日も含めて参加できる機会があることから、働き盛りの方でも手を挙げていただいたのではないかと。
- [A委員]無作為抽出の委員会での枠はどの時点で決められるのか。
⇒ [事務局]委員会での枠は公募時に担当課より決めてもらう。その際に公募枠が1名の場合には一般公募を優先し、複数の場合には半分程度を無作為の枠としている。
- [C委員]資料1の導入前と導入後の年齢層のグラフはどの時点のどの人数を意味しているのか。
⇒ [事務局]27年度の一般公募委員と28・29年度の無作為委員を意味している。

議題2 平成28年度市民参加対象事業における職員ヒアリングの実施

職員ヒアリングのうち残りの5事業について事前に通知した質疑内容に対する回答とその他の質疑応答を行った。

1. 白井市行政経営指針策定事業[行政経営改革課]

※事業番号順とは異なるが説明の都合上順番を入れ替えてヒアリングを実施した。

事前に提出された質問の回答事項について

- [行政経営改革課] 当指針の策定にあたっては、市にしがらみのない各分野の専門家を委嘱し、行政経営の視点から議論することから、策定過程において市民参加を実施していない。しかし、行政経営改革実施計画においては行政経営改革審議会において8名中4名を公募市民としており、またパブリックコメントも実施しながら計画を策定している。なお、行政経営有識者会議は夜間の開催を基本としており、毎回多くの傍聴者に来庁いただいている。
- [行政経営改革課] 当指針の策定について、市民参加条例や逐条解説は公開されていることから理解したうえで進めているが、総合評価の基準については職員周知が徹底されていないため、理解に基づいているかは疑問である。
- [行政経営改革課] 意見交換会やパブコメの手法の実施は検討されなかったかについては、有識者会議の設置の段階で市民参加の対象には入れていないため他の手法も実施の検討を行わなかった。
- [行政経営改革課] 市民の民意の反映については、当指針については3つの基本指針を策定し、これに基づき行政経営改革実施計画を29年度中に策定予定であり、その計画の策定についてはパブリックコメントを実施する等市民の意見の反映を行っている。
- [行政経営改革課] 専門知識を持つ市民の起用については、市民の中にも学識経験を持たれた方はいるが、起用に当たり学識経験の把握を十分に行えていなかったこともあり、市外の専門家に委嘱したものである。今後はそのような会議を設置するに当たっては、市民の方にも入っていただくことは検討したい。

委員の主な意見

- [C委員] 市町村行政は議論による合意作りで統治をするものであると考えているが、この指針は市民や職員を大きく拘束するにもかかわらず、審議過程に市民や市の意見を介在させないで制定した嫌いを感じるがいかがか。
 - ⇒ [行政経営改革課] 事務局のひな型を追認する会議にはしなかったもので、委員の方で白井市にとっていい方策を考えていただくことから始める予定であったが、審議の中で職員の話を聞く必要があるとの指摘があったことから、まず職員がしっかりと腑に落ちた指針になるような指針とするため、意見交換を実施したりした。そのため5名の委員のみで決めたというわけでは決していない。
 - ⇒ [C委員] 初めは委員のみで作成する予定であったことから、市民参加そのものを含めて否定されているのではないかと。専門家の意見を聞くということで知恵を借りるのは構わないが、その結果が市民本位にはならないのではないかと考える。

- [A委員] 市民参加を行っていないのになぜ対象事業として挙がってくるのかが不思議である。市の全ての事業が対象となるわけでないのになぜ対象事業としたのか。
 - ⇒ [事務局] 推進会議の対象事業の選定については、各担当課から提出されたものを事務局より集計し、併せて総合計画などで書いてある個別の計画について事務局より確認したうえで対象事業として挙げている。
 - ⇒ [A委員] 公共施設のほうはアンケートやパブリックコメントを実施しているが、経営指針のほうがなぜ上がったのか疑問を感じた。
 - ⇒ [行政経営改革課] 行政経営指針は本来は市民参加をやらなくてもよい事業であるが、総管理計画は逆に市民参加が必要な事業のため2つの会議の審議会を同じ市民参加枠のない会議にお願いしたことにより対象事業として提出した。
- [B委員] 委員に市民が入っていない理由は当然である。せっかく市民を入れないのであれば民生に関わる現状とその行政上のしがらみにとらわれず有識者会議の名の下で、将来的にはどうしても踏み込まざるを得ない社会福祉経費等の大胆な抑制策の検討をしてもらったのではないかと意見として思った。
- [F委員] 有識者会議でしがらみのないものを委員で選んだとあるが、質問の中で市民の方で学識者を選ばなかったのは把握ができていないからとあったが、市民であればしがらみがあるから学識経験者でも選ばなかったのではないかと。
 - ⇒ [行政経営改革課] 今回については市の決定として議会の議決をもらいながら実施したため、市民は入れなかった。

2. 白井市公共施設等総合管理計画策定事業[行政経営改革課]

事前に提出された質問の回答事項について

- [行政経営改革課] 庁内にたくさん会議がある中で行政経営指針と審議会が重複していることについては、なるべく一本化していこうという方針を立てた。そのため、2つの計画を策定するのに2つの審議会が妥当であるかを課で議論した結果、一部公共施設について共通する事項があったことから、同審議会に依頼したものである。
- [行政経営改革課] 公共施設等総合管理計画は市が所有する公共施設の全体状況を把握し、市の現況及び将来の見通しを分析し踏まえたうえで公共施設の管理の基本的方針を定める計画である。市民参加の手法としては啓作策定に当たり市民アンケートや計画案作成後にパブリックコメントを行い4人の方から13件の意見を得ており、市民参加の手法を取り入れていると考えています。
- [行政経営改革課] 意見交換会やワークショップを行わなかった理由は、当計画の目的が公共施設の現状把握と基本方針の策定であるため、直接的な市民参加は実施しなかったが、今後の個別の計画においては施設の利用者や市民の方を交えた意見交換会を開催していきたいと考えている。
- [行政経営改革課] アンケートの回収率が低いことは行革の観点から督促ハガキを送らなかったことが原因にもなっていると思われるので、今後は回収率を高めたい。

委員の主な意見

- [F委員] アンケートの対象者が18歳以上の白井市民なのに、母集団が63, 222

人とある。明らかな誤り、ホームページ上、その他の誤っている箇所も含めて訂正していただきたい。

⇒ [行政経営改革課]改めて内容を確認する。

- [D委員]公共施設の運営についての会議であるが委員に建築や土木関係の専門家が入っていない。箱モノや道路などのインフラについて話し合われるのなら耐震工学建築・土木などの専門家に加わってもらい会議をやるのが一般的ではないか。

⇒ [行政経営改革課]委員の中では他市で同じような審議会を経験されていることも含めて選任をしている。また、行政経営指針後の具体的な個別計画では市民参加を踏まえてご指摘を頂いているところである。

- [E委員]市民参加の手法でアンケートをやっているのに周知があまりされていないように感じたり、督促はがきを出していないところで市民の介入する余地がまだあったのではないかと考える。もう少し広く周知すれば市民参加が拡充したのではないか。

⇒ [行政経営改革課]審議会の部分でもご指摘頂いたが、本計画は市民枠を入れないでやろうと考えていたので、今回ご指摘いただいたことは次の計画策定には活かしていきたい。

3. 第1期データヘルス計画策定事業（保険年金課）

事前に提出された質問の回答事項について

- [保険年金課] データヘルス計画は健康相談や健康診査に関するデータを分析し、明らかになった健康課題に対し効率的かつ効果的な保険事業を実施するための個別の国民健康保険の実施計画である。この計画が客観的なデータに基づいて策定するに当たり、医療関係の専門的な知見が必要なため、運営協議会を組織し意見を窺っているため、検討を行えたことは適当であるものと考えている。
- [保険年金課]市民参加条例及び逐条解説、総合的評価をよく理解して事業を行ったかという問いに対しては、昨年度に関しては十分に理解しないまま事業を進めたという認識である。
- [保険年金課]生活習慣病由来の疾病を起因とする医療費の圧迫のためには、市民の自覚と理解が求められるため、市民の方の指導に当たる保健師さんたちへヒアリングが必要でなかったかとの問いに対しては、計画の策定に当たり医療・検診の専門的な知見が必要不可欠であるため、初期の段階から保健師と連携のもと策定作業を進めています。
- [保険年金課]広く市民の意見を反映させるために計画の内容を分かりやすくしたかということだが、データヘルス計画という名称は国の指針にて示されたもので他の自治体でも同じ名称で定めている。しかし、今後はホームページ等の公表の際には注釈や解説を付すなど、市民に分かりやすい表記を心掛けていきたい。
- [保険年金課]図書館への会議録の公表については、当課の職員では公表自体を把握していなかったが、4月以降からは図書館での会議録、あるいは計画等の公表は行っているところである。
- [保険年金課]審議会の開催回数が2回と少ないということであったが、審議会では実際の会議以前に資料を事前に見せその場で意見を伺うなどの対応を行っていたので、2回の審議で適当であったと考えている。

委員の主な意見

- [D委員] 運営協議会は法に基づく会議であるから市民参加の会議ではないのではないのか。データヘルスという性格上白井の国保の運営を考えるのであれば自治法の附属機関を別に設置して公募委員を入れて議論する手法があるのではないのか。
⇒ [保険年金課]当課としては本計画は市の総合計画などの市民全般を対象としたものではなく個別分野の実施計画という位置づけのため、通常の市民参加条例に合致する手続きとは別であると認識しているが、計画の策定事業ということで事務局へは報告しているところである。
⇒ [D委員]市民参加の会議とは異なるため外したほうが良かったのではないのか。
- [C委員] データヘルス計画というテーマで他市町村が協議会とは別に単独で市民の意見を聞く審議会を設置している例はあるか。
⇒ [保険年金課]運営協議会にて石などの専門的な知識が必要となることから、周辺自治体では別途委員会は作成していない。
⇒ [C委員]運営協議会の下に委員会などを設置してはいないのか。
⇒ [保険年金課]基本的にはデータがあり、疾病の多さに応じて対策を行う計画であるため、その辺りは難しい形である。
- [F委員]保健師からヒアリングをしたとあったが、保健師が一番手を焼いているのは動かない被保険者であると考ええる。保健師からの話を聞くと同時になぜ市民が動いてくれないのかの実態把握はされているのか。
⇒ 第1期データヘルス計画では健診や医療のデータを純粋に活用して策定を行ったため、意見は伺っていないが2期目の計画の中では実態調査を含めたアンケート調査を行っている。

4. 白井市耐震改修促進計画策定事業（建築宅地課）

事前に提出された質問の回答事項について

- [建築宅地課]選択した市民参加の手法の自己評価については、市民参加の手法としてパブリックコメントを選択したのは妥当であったと考えている。一方、市民参加の総合的評価基準と照らし合わせてみると、基準を満たさない項目が見られ今後は十分考慮して実施したい。
- [建築宅地課]ワークショップ、意見交換会など市民参加の手法が行われていないことに関しては、当計画において白井市独自の耐震化も目標設定を行う要因が担当課として認められなかったことから、改定の段階で手法は用いられなかった。しかし、耐震化の促進の必要性については市民に周知していきたいと考えたため、パブリックコメントを手法として用いた。
- [建築宅地課]公表までの時間が短く対応が早いですが、他の事業でも可能と思われるかについては、本計画については計画の時点更新的な改定であった事やパブリックコメントで頂いた意見に対する回答を示すに当たり関係課との調整がスムーズにできたこと等が大きな要因であったと考えている。
- [建築宅地課]パブリックコメントの実施がなぜ第4四半期となってしまったかについて

ては、平成28年の1月に県計画が改定されたことに合わせ市の計画も改定したが、公共施設等総合管理計画等との整合性を図る作業があり、パブリックコメントの実施がこの時期になった。

委員の主な意見

- [D委員] 自治体ごとに地形や地質が異なるので地域の実情を一番知っている市民を加えず県の方針に従って計画を直すのはよくわからない。意見交換会やパブリックコメントなど市民の意見を把握したうえで方向性を出すべきではないか。
 - ⇒ [建築宅地課] ご指摘の通り市民の方は耐震化に関心が高い一方、費用が掛かってしまうのでなかなか耐震化が進まないのが現状である。市でも個別の相談会や補助制度を設け、さらなる推進の必要性を感じてはいるが、改定に当たっては今回市民の方の意見を聞く機会を取らなかったのが現状である。
 - ⇒ [D委員] いずれにせよこの計画は非常に重要なものなので市民の意見を聞いていないことについては市民参加推進会議としては気にかかる。専門家を入れた会議を開催したり、ワークショップなどを行ったりするなど大変だけれどもそういう努力が必要ではなかったのか。
- [F委員] 事業期間が約3カ月であり非常に短い、県の指針が変更してから1年間期間があり、その間に市民参加の手法が取り入れられることができたと考えているが、逼迫してしまった事情はどうであったか。
 - ⇒ [建築宅地課] 他の市の保有している計画と整合性を合わせるのが1点、また当計画では市民の方の建物の側面と公共施設の側面があり、各課と調整しながら進めた結果事業期間が少なくなってしまった。
- [B委員] 市民からの関心が高い計画なので、審議会などを作って恒常的にフォローアップしていくことも必要ではないか。耐震化は今後差し迫ったことがあるかも知れない問題のため、説明会を開催する等の体制の整備に努めてもよいのではないか。
 - ⇒ [建築宅地課] 受け身の姿勢が強いというお話であったが、個人の所有物に対し引け目を感じる側面があり、講演会等も開催してはいるが都合がつかない等で参加者も少なくなっていることから、引き続き粘り強く訴えていければいいと感じております。
- [C委員] 中身の変更が辞典更新的なものであったことから市民の意見をあまり聞かなくていいと判断したとあったが、それならばパブリックコメントを含め行わなくてもよかったのではないかという側面と、逆に実施した結果修正意見が出てそれを採用したところを見ると、専門家の意見を聞くといった機会を設ければより良いものになっていくのではないか。
 - ⇒ [建築宅地課] 実はパブリックコメントを実施するかどうかも含め事務局と相談した経緯がある。他市の事例では県内の半分くらいはパブリックコメントを実施していない。その状況の中でパブリックコメントを実施した結果、貴重な意見を頂き、一部反映することもあったので有意義であったと思っている。
 - ⇒ [E委員] パブリックコメントでなかなか反映されたものがない中、草案を修正する意見が出ることは価値があることと思う一方、準備期間が短かったために期

間内でできたのがパブリックコメントであったのかなという印象を受けた。ふるさとまつりでの広報や個別の説明会などの手法と併せてできると市民参加の部分が膨らんだのではないかと感じた。

- [F 委員]パブリックコメントの結果公表が3月末となっているが更新日が10月23日になっていたがこの差は何か。

⇒ [建築宅地課]意見に対する回答は3月末に実施した。特に変更した覚えはない。

5. 白井市教育大綱策定事業（教育総務課）

事前に提出された質問の回答事項について

- [教育総務課]選択した市民参加の手法に対する自己評価については、本計画については審議会として総合教育会議の設置、またパブリックコメントの募集を実施し市民参加の手法については適切な方法により実施したものである。また、当手法については条例等を理解したうえで実施した。
- [教育総務課]意見交換会やワークショップの開催については、手法の必要性や有効性の検討を行い実施の判断をしているが、今回はそれらの手法を開催しなかったが、次回の大綱策定時には検討課題としたい。
- [教育総務課]パブリックコメントの意見が全くなかったことに関しては、残念に思っているところであり、実施の仕方や周知方法については今後検討する必要があると考えている。市の教育委員会では『白井の教育』という冊子を市HP等に公表し教育委員会について紹介しているが、そういった部分も含めて周知が充実できるよう検討していきたい。
- [教育総務課]法に基づいて創設した総合教育会議を市民参加の審議会とした根拠については、総合教育会議は教育、学術及び文化に識見を有する者の他保護者をふくまれるようにしなければならないとしており、当市においては5名全員が市内の在住者で、そのうち3名が女性であり、うち2名が保護者、1名が元保護者という委員構成になっております。また、教育委員においては日頃の委員活動で地域住民へも意見収集を行っているところから市民参加の審議会として提出しました。
- [教育総務課]パブリックコメントの期間については、市民参加条例で定められている2週間を超えた18日間の期間を取っており適当な期間と判断しているが、意見がなかったことについては反省し、次回策定時には設定期間を含め細動検討を行う。
- [教育総務課]パブリックコメントを実施した理由については、大綱の策定にあたり、市長と総合教育会議にて大綱案をまとめたが、教育大綱委は学習教育分野の基幹計画として前期基本計画に位置付けられていることから、市民の方から意見を頂くためパブリックコメントを実施したものである。

委員の主な意見

- [B 委員] 委員会の中に保護者などの市民が入っているのも市民が参加しているのではないかとのことであったが委員になった段階で一市民ではなく法律に基づく特定者となり市民が参加しているとは言えない。一般市民が会議に参加できず、発言も結果の良し悪しとも言えないとなると市民が参加している事業と言えるだろうか。パブリックコメン

トの実施時期についても疑問で、教育大綱は市民からなじみの薄いものであることから説明会や内容のPRを十分に実施したうえで行わないと意見ゼロを期待して実施したパブリックコメントになるのではないかと危惧している。

⇒ [E 委員] どの事業に対してもパブリックコメントの回答を得たり、内容を把握しているかという問題は難しいところである。一方、市民参加等視点からいえば、関係者や学識経験を有する者が意見を聞くことができるという意味では白井だけでなく、他の市町村からの意見を聞くなどもできたと思うがいかがか。

⇒ [教育総務課] 今回の会議では、有識者の方から意見を聞くことは行っていないが、次の計画策定が平成32年を予定しており、その際どういう市民参加が良いのか検討は行う。

⇒ [会長] 1点目は本事業を市民参加対象事業として挙げるかどうか交通整理する必要があること。2点目はパブリックコメントについて市民の方は教育大綱ということでイメージがわからなかったことも一因となっているのではないかという印象を受けた。

- [D 委員] 教育会議は教育委員会そのものなのでそこに市民を入れることはできず、法律通りにやらざるを得ない。そうであれば、中身が7～8割まとまれば1度は、市民の意見を伺う場を設けてもよかったのではないか。

⇒ [F 委員] 法律でも関係者や学識経験者から意見を聞くことができ、教育大綱も市民の方が議論できる内容であることからそのような運営をお願いしたい。

⇒ [教育総務課] 今後の策定の際には検討する。

4. その他

＜第6回会議以降の審議について＞

- [事務局] 第6回会議では、対象事業の総合的評価をまとめ修正したうえで、答申として評価すること、これまでの市民参加推進会議の議論の中で提言事項として挙げる事項を検討することの2つの議題を予定している。また、第7回会議では第6回会議で提出された意見を踏まえ、市長へ提出する答申案の検討を実施する。
- [事務局] 第6回会議にて今回のヒアリングを受けての修正後の評価をまとめるため、評価を修正する場合には1月5日(金)までに返事をいただきたい。

＜その他＞

- 次回会議は、1月25日(木)午後2時から午後5時まで 保健福祉センター2階 検診室で開催する。また、会議開催後に新年会を行うこととした。
- 第7回会議は、3月6日(火)午後1時より開催することとした。

[第5回会議終了 午後4時15分]